

平成 22 年 9 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

禁煙治療と医療費控除について

タバコ税の増税は 10 月 1 日から

2010 年度税制改正で、たばこ税の増税が決まりました。

1 本あたり 3.5 円が引き上げられ、1 箱あたり 100 円程度値上がりする予定です。増税は今年 10 月 1 日からの適用となります。

【禁煙治療も医療費控除の対象】

昨今の喫煙環境が厳しくなっていることに加え、たばこ税の増税を受け、最近愛煙家の間で「禁煙治療」への関心が高まっているようです。

禁煙治療とは、医師の指導のもとでニコチン依存症を改善し、禁煙を実行していくものです。以前は保険の対象外でしたが、2006 年 4 月から医療診療報酬の改定により、禁煙治療についても医療保険が適用されることとなりました。

【医療費として認められるもの】

禁煙治療にかかった費用も医療費控除の対象になります。

ただし、医療費控除を受けるためには、医療費として認められたものでなければなりません。

所得税法施行令では、医療費控除の対象となるものは、主に下記に規定しているものです。

1. 医師又は歯科医師による診療又は治療であること。
2. 治療又は療養に必要な医薬品の購入であること。

解釈すると、既に病気になっていて治療の一環として禁煙治療を受けるだけでなく、医師の指導のもとに禁煙治療を受けたのであれば、その禁煙治療費は医療費控除の対象になります。

また、医者から処方箋をもらって、ニコチンガム等の禁煙補助薬を購入した場合も医療費控除の対象となります。

※厚生労働省より、来年度の税制改正要望の中で、たばこ税の税率引き上げが盛り込まれました。愛煙家にはますます厳しい提案になりそうです。